平成28年度

事業計画書

熊本県産業技術センター

第１　はじめに

私たちの使命は、「売れるものづくり」「儲かるものづくり」「持続可能なものづくり」を目指す地域企業のために、共同研究・開発、技術指導、依頼試験及び設備開放等を通じて技術的な支援をすることにあります。熊本県を株式会社に例えると、技術部の位置づけにあり、研究・開発から事業化までを伴走支援することを目指しています。

さて、平成28年4月に熊本県は、度重なる大規模な熊本地震で被災し、尊い人命が失われ、民間企業や住宅、公共施設、インフラなどが甚大な被害を受けました。同時に、震源地に近い産業技術センターでも建物や設備に大きな被害がありました。地震発生以降、様々なご支援、激励の言葉、また当センターでできなくなった依頼試験の引き受けなど、多大なご支援を賜りました県内外の皆様へ、心から御礼を申し上げます。これから産業技術センターは被災した地域企業の一日も早い復旧・復興を後押しするために、早期の機能回復を目指して努力してまいります。

復旧・復興においては、‘震災前を超える希望と活力に溢れる熊本’を最終ゴールとする「創造的復興」を実現しなければなりません。そのために産業技術センターは、地域企業と一体となって、生産能力回復支援と、その後のニッチトップ技術の創出支援や異分野参入支援、中核技術者育成支援等の取組みを推進してまいります。これからも、地域企業と密着し、痒いところに手が届く活動を推し進め、地域産業の復旧・復興に邁進いたしますので、皆様のご理解・ご支援とともに一層のご利用をお願いいたします。

平成28年6月

熊本県産業技術センター
所　長　　今　村　　徹

第2 管理運営

1 組織機構

＜平成28年4月1日現在＞

職員数＝49名

所長〈嘱〉

次長〈事〉

次長〈技〉

産業振興顧問〈嘱〉

総務管理室（ 7名）	室長（次長兼務）1、主幹1、参事5（うち2名は再任用）、主事1
技術交流企画室（ 7名）	室長（次長兼務）1、参事1、研究参事3、研究主任3
ものづくり室（12名）	研究主幹兼室長1、研究参事2、研究主任7、研究員1、技師1
材料・地域資源室（ 7名）	研究主幹兼室長1、研究参事1、研究主任4、研究員1
食品加工技術室（12名）	室長1、参事1（再任用）、研究参事3、研究主任3、主任主事1、研究員1、技師2

2 職員数の推移

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
研究職	29	29	29	28	31	33	33	31	29	31
事務職	14	14	13	10	9	9	8	8	9	10
技術職	6	6	6	6	6	6	7	7	3	3
技能職	5	5	5	5	4	4	4	3	3	3
その他	1(嘱) 1(派)	3(嘱)	2(嘱)	2(嘱)	2(嘱)	2(嘱)	2(嘱)	2(嘱)	2(嘱)	2(嘱)
計	56	56	55	51	52	54	54	51	46	49

3 業務分担表

- 総務管理室
  - 総務グループ
    - 予算、経理、総務(庁舎・財産管理等)
  - 計量検定グループ
    - 計量法に係る指定・登録・届出等業務
    - 計量法に係る検定検査等業務
    - 計量法に係る指導取締・啓発業務
- 技術交流企画室
  - 技術交流企画
    - 試験研究事業等の企画、県内工業団体・研究機関との連携
    - 交流サロン、サテライトオフィス、総合相談窓口、知的財産権
  - 情報
    - コンピュータネットワーク(ネットワーク技術、セキュリティ技術)
    - 情報システム(ソフトウエア工学、プログラミング、システム開発)
  - 工業デザイン
    - 工業デザイン(市場調査、製品企画、製品設計、品質評価)
    - ユーザビリティ(ユーザビリティ評価、製品評価、コンピュータグラフィックス)
- ものづくり室
  - 機械
    - 設計解析(CAD／CAM／CAE、シミュレーション)
    - 精密測定(寸法、形状、表面粗さ、高速運動解析)
    - メカトロニクス(自動制御、センサ・アクチュエータ)
    - 精密加工(切削、研削・研磨、レーザ加工)
  - 金属
    - 材料(新材料開発、組織・成分、強度試験)
    - 加工(溶接、熱処理、粉末冶金、鋳造)
  - 生産管理
    - 工程管理
    - 品質管理
  - 電子
    - 信 頼 性(電磁ノイズ、恒温恒湿試験)
    - 回路設計(電子回路、高周波計測、シミュレーション)
    - 電子計測(抵抗測定、静電気計測)

- 材料・地域資源室
  - 材料開発
    - 新規材料(有機材料、高分子材料、無機材料)
    - 地域資源(天草陶石、阿蘇黄土・黒ボク土、木質材)
  - 化学プロセス
    - 表面処理(めっき、防食)
    - 膜分離(工場排水リサイクル、有価物回収)
    - 環境保全(ガス吸着、工場排水処理)
  - 材料評価
    - 材料評価(熱分析、構造解析、組織観察、物理化学的評価)
    - 製品性能評価(木質材・複合材の物性評価、機能評価)
    - 微量分析(表面分析、化学分析)

- 食品加工技術室
  - 微生物応用
    - 微生物探索管理(酵母、乳酸菌)
    - 微生物・酵素利用(微生物・酵素利用技術、微生物育種)
    - 発酵工業(醸造、酒類、発酵食品)
  - 生物資源開発
    - 食品加工(食品分析、加工システム、食品衛生管理)
    - 生物資源利用(未利用物資、工場等副生物)
  - 農産物利用
    - 加工流通技術の開発(一次加工、二次加工、包装等)
    - 農産物加工組織の支援(JA、加工グループ等)

4 職員名簿

部署及び職名		氏　　名
所　長		今村　徹
次　長(事) (兼総務管理室長)		冨永　好三
審議員兼次長(技) (兼技術交流企画室長)		河北　隆生
産業振興顧問		橋本　正博
総務管理室	(兼)室長	冨永　好三
	主　幹	甲斐　健治
	参　事	今村　哲也
	参　事	浪野　扶美子
	参　事	相良　八住司
	参　事	藤川　浩治
	参　事	工藤　雄二
	主　事	石坂　智美
技術交流 企画室	(兼)室長	河北　隆生
	研究参事	森山　芳生
	参　事	武末　俊光
	研究参事	友田　幸利
	研究参事	佐藤　達哉
	研究主任	松尾　英信
	研究主任	石橋　伸介
	研究主任	黒田　修平
ものづくり室	研究主幹 (兼室長)	上村　誠
	研究参事	石松　賢治
	研究参事	城戸　浩一
	研究主任	川村　浩二
	研究主任	甲斐　彰
	研究主任	道野　隆二

部署及び職名		氏　　名
(ものづくり室)	研究主任	濱嶋　英樹
	研究主任	百田　寛
	研究主任	松枝　寛
	研究主任	村井　満
	研 究 員	山口　良一
	技　師	齋藤　幸雄
材料・ 地域資源室	研究主幹 (兼室長)	永岡　昭二
	研究参事	中村　哲男
	研究主任	城崎　智洋
	研究主任	堀川　真希
	研究主任	納嵜　克也
	研究主任	大城　善郎
	研究員	龍　直哉
食品加工 技術室	室　長	水上　浩之
	研究参事	坂本　孝義
	研究参事	中川　優
	研究参事	峯田　絵理
	参　事	小坂　充喜
	主任主事	杉本　祥子
	研究主任	佐藤　崇雄
	研究主任	齋田　佳菜子
	研究主任	田中　亮一
	研究主任	藤野　加奈子
	技　師	福田　和光
	技　師	荒木　眞代

5 予算状況

（単位：千円）

事業名		26年度当初予算	27年度当初予算	28年度当初予算	左の財源内訳					
					一般財源	使用料手数料	財産収入	寄付金	県債	諸収入
人件費		370,243	370,092	354,137	354,137	0	0	0	0	0
政策方針事業	バイオ・食品研究開発事業	2,299	2,299	2,449	2,449	0	0	0	0	0
	機能性等に着目した製品開発支援事業	2,299	2,299	2,449	2,449					
	味噌酵母分譲事業	0	0	0						
	農産加工研究開発事業	2,567	2,500	2,500	2,500	0	0	0	0	0
	ものづくり研究開発事業	3,305	3,172	3,372	3,372	0	0	0	0	0
	次世代産業に適応する機械要素技術の高度化に関する研究開発	3,305	3,172	3,372	3,372					
	材料・地域資源研究開発事業	2,440	2,640	2,490	2,490	0	0	0	0	0
	環境負荷低減型材料・プロセスの開発とその応用展開	2,440	2,640	2,490	2,490					
	技術交流研究開発事業	2,350	2,350	2,150	2,150	0	0	0	0	0
	技術連携促進によるものづくり高度化支援のための応用研究	2,350	2,350	2,150	2,150					
	新規外部資金活用事業	78,686	80,514	144,120	0	0	0	0	0	144,120
	国等の新規提案公募型事業	65,036	66,894	121,483						121,483
	カスタムメイド試験研究事業	11,150	11,120	20,137						20,137
	商品企画プロジェクト事業	2,500	2,500	2,500						2,500
	有機薄膜技術拠点形成事業	44,802	26,095	0	0	0	0	0	0	0
	若手研究者による熊本型イノベーション創出事業	23,466	23,580	0	0	0	0	0	0	0
	フードバレー構想の推進支援に係る技術開発	5,340	3,738	0	0	0	0	0	0	0
	先端的技術高度化研修事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	165,255	146,888	157,081	12,961	0	0	0	0	144,120
投資事業	産業技術センター試験研究備品導入事業	11,000	14,200	14,500	11,500	0	0	3,000	0	0
	一般支援事業（投資分）JKA（競輪）補助事業	35,640	35,532	35,532	11,844	0	0	0	0	23,688
	産業技術センター空調設備改修事業	0	0	63,259	45,452					17,807
	小計	46,640	52,774	113,291	68,796	0	0	3,000	0	41,495
部局別枠予算	運営管理費	91,089	87,402	86,336	65,008	15,635	720	0	0	4,973
	技術指導育成事業	516	487	462	462	0	0	0	0	0
	中核企業技術高度化支援事業	15,041	15,041	14,756	14,756	0	0	0	0	0
	センター設備緊急修繕事業	3,060	3,042	3,042	3,042	0	0	0	0	0
	研修指導事業（食品加工室）	1,097	887	715	279	436	0	0	0	0
	一般支援事業	11,634	10,583	9,769	6,562	2,392	15	0	0	800
	一般支援事業	11,461	10,419	9,614	6,562	2,237	15			800
	依頼試験事業（食品加工室）	173	164	155		155				
	計量検定事業	27,306	25,104	24,687	16,737	7,950	0	0	0	0
	計量器検定事業	19,025	18,445	18,226	10,276	7,950				
	計量器定期検査事業	6,245	6,019	6,019	6,019					
	計量関係取締事業	792	640	442	442					
	計量関係指導育成事業	97	0	0						
	施設整備事業	1,147	0	0						
	産業技術センターポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業	18,697	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	168,440	139,504	139,767	106,846	26,413	735	0	0	5,773
合計		750,578	709,258	764,276	542,740	26,413	735	3,000	0	191,388

6　情報の発信

(1)報告書等の発行・発信

・ 平成28年度事業計画書の発行

・ 平成27年度業務報告書の発行

(2)技術情報等の発信

・ 熊本県産業技術センターメールマガジン(お知らせメール)の配信 (随時)

(3)ホームページ運営 (更新と情報機能強化)

・ ホームページアドレス　http://www.iri.pref.kumamoto.jp/

7　展示会等への出展

・ 九州・沖縄　産業技術オープンデー

九州・沖縄地域　企業＆公設試・産総研合同成果発表会

(主催:産業技術総合研究所九州センター・九州経済産業局)

第3 政策方針事業

1 技術交流研究開発事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
技術連携促進によるものづくり高度化支援のための応用研究 H24～H28	継続	異業種間連携や異なる技術分野を組み合わせた製品開発、さらには新商品を生み出すデザイン技術の向上のため、県内企業における「情報関連システム技術」や「商品企画デザイン能力」、「複数分野の技術連携による商品開発」の積極的な向上を図る。	◎総括 河北隆生	2,150 （千円）
デザイン活用事業「商品開発におけるデザイン試作・評価システムの構築」 H25～H28	継続	実践的なデザイン試作・評価ツールの構築に向けて、①事業診断や課題抽出のためのICT及びデータ解析技術を活用した事業評価手法の開発、②3Dプリンターを活用した安価で手軽にできるプロトタイプ製作手法の検討、③デザイン試作・評価システムの構築を行う。	佐藤達哉 石橋伸介 松尾英信 黒田修平	
食品産業及び地域経済のグリーン成長に資する食品加工システムの開発 H26～H28	継続	未利用エネルギーを熱源として使用する高品質低コスト型食品乾燥装置の実現を目指し、シミュレーションや乾燥実験等により乾燥装置の構造や乾燥方法に関する基礎的な検討を行う。	中村哲男 城戸浩一 藤野加奈子 福田和光 佐藤達哉 黒田修平 道野隆二 森山芳生	

2 ものづくり研究開発事業

事　業　名	新・継	事　業　概　要	担当者	予算額
次世代産業に適応する機械要素技術の高度化に関する研究 H28～H29	新　規	食材に高付加価値を付与する次世代型の食品加工装置の開発を行う。 ① 食品加工の高付加価値化を図るために、原料となる一次産品の工業的な計測・分析によるデータ収集を行う。 ② 上記のデータを基に、機械要素技術の高度化によって実現できるユニークな新規プロセスを提案する。 ③ 開発したプロセスを実用的なレベルに最適化するとともに、その制御系をブラックボックス化する技術を構築する。	甲斐彰 村井満 山口良一	3,372 （千円）

3 材料・地域資源研究開発事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
環境・エネルギー革新分野への波及を指向した材料・プロセス開発 H26～H28	継続	代替レアメタル、水のリサイクル、地域の森林・地下資源の活用は、環境に負荷をかけない技術として極めて重要であり、これらの新たな全国展開、世界市場への拡大に繋がる環境・エネルギー革新分野への波及を指向した材料・プロセス開発を行う。	◎総括 永岡昭二	2,490 （千円）
メンブレンバイオリアクターによる排水処理システムの応用展開 H26～H28	継続	廃水処理に最も普及された技術として活性汚泥法があるが、膨大な設置面積を必要とすることや未知微生物の制御が困難であるなどの問題がある。分離膜と融合することにより、コンパクト化されるメンブランフィルター(MBR)の普及が進んでいるが、微生物との適正は明確化されていない。油分解中核微生物同定法を確立し有機系含油廃水を対象としたMBRのシステム化を行う。	納嵜克也 田中亮一 永岡昭二	
微粒子によるエレクトロニクス周辺材料技術の開発と展開 H26～H28	継続	有機エレクトロニクスを取り巻く周辺技術として様々な部材があるが、すべて莫大に市場を有している。電池やOLEDなどデバイスを形作るうえで必要な部材に、基板、放熱材料、導電性材料及び封止材があるが、現状において市場に満足されているものはない。そこで、これらデバイス周辺技術の基盤をつくる。	城崎智洋 堀川真希 永岡昭二 大城善郎 龍　直哉	
木質、鉱物地域資源の用途拡大の探索研究 H26～H28	継続	地域資源において実践的な試作評価、システム化が課題であるため、以下の研究開発を実施する。 ① 天草陶磁器作成に係る基礎技術の確立を目的とし、天草陶石に含まれている粘土鉱物の採取技術の開発を実施する。 ② 緑化機能を有する木質・コンクリート複合材からの高機能性藻礁等の開発を目的とし、木毛セメント-溶接スラグ配合コンクリート二次製品の試作を実施する。	中村哲男 松尾英信 大城善郎 永岡昭二	

4 バイオ･食品研究開発事業

事業名	新･継	事業概要	担当者	予算額
食品の高付加価値化と機能性素材の活用に関する研究 H26～H28	継続	大学等の関係機関と連携し、県内食品製造企業の加工食品の高付加価値化の促進や、機能性素材を活用した商品開発を支援する。 （協力機関：熊本大学薬学部、熊本学園大学産業経営研究所）	◎総括 水上浩之	2,449 （千円）
微生物を活用した常圧蒸留酒類製品の品質向上の研究 H26～H28	継続	品質の向上した常圧蒸留焼酎を開発するため、米の成分由来の香りを高める微生物を開発する。	田中亮一 荒木眞代 中川優	
バイオマテリアルを利用した機能性微粒子の連携研究 H26～H28	継続	無尽蔵のバイオマテリアルであるキトサンを原料とする口腔ケア製品での虫歯や歯周病の予防を目指し、抗菌性、保湿性、酵素の影響等を評価する。	齋田佳菜子 佐藤崇雄 荒木眞代 堀川真希 永岡昭二	
微量含有成分の評価技術の構築に関する研究 H26～H28	継続	含有成分の高圧溶媒抽出法の確立、並びに微量元素分析におけるマイクロ波分解条件の検討、及びオメガ3やトランス脂肪酸分析時の酸化による定量値への影響に関する検討と、海外輸出時に必要な評価方法の確立を行う。	藤野加奈子 佐藤崇雄 齋田佳菜子 荒木眞代	

5 農産加工研究開発事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
地域資源を活用した食品加工技術の高度化 H26～H28	継続	安全・安心な県産農産物で作った健康的な食品を求める消費者ニーズという視点を踏まえ、県産農産物や県産加工食品のブランド化・差別化のための技術開発を行う。	◎総括 水上浩之	2,500 （千円）
県産食品における抗酸化能の数値化に関する研究 H26～H28	継続	親油性抗酸化成分の抗酸化力を測定するL-ORAC法（所定法）を修得して、県農業研究センター等と連携し、県産農産物の抗酸化能を測定しデータの集積を行うとともに、農産物の抗酸化能を活かした加工技術及び商品開発を支援する。	峯田絵理 坂本孝義 藤野加奈子 友田幸利	

6 農産加工研修指導事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
加工技術向上事業	継続	県内ニーズに対応した技術支援を図り、生産、加工、流通の一本化による付加価値の高い商品を開発する。 ① 農業団体や食品企業、農産加工組織等を対象に技術研修会を開催する。 ② 加工食品の開発や改良を目的とした試作や技術研修を実施する。 ③ 地域の要請に対応した現地指導・現地研修を行う。	福田和光 杉本祥子 小坂光喜	715 （千円）
農商工連携推進事業	継続	県内農業者や農産加工グループ等と食品産業との連携が円滑に行えるよう農商工連携推進事業を行う。 ① 農商工連携推進交流会の開催（くまもと食品科学研究会との共同開催） ② 連携活動による県産農作物活用の新製品開発支援の実施 ③ 農商工連携支援に役立つ調査を実施	福田和光 杉本祥子 小坂光喜	

7 新規外部資金活用事業

事　業　名	新・継	事　業　概　要	担当者	予算額
国等の提案公募型事業	継　続	地域企業の新技術・新製品開発を支援するために、国等の研究資金の獲得を目指す。 ① 日本学術振興会科学研究費補助金 ② 戦略的情報通信研究開発推進制度 ③ その他の国の競争的研究資金制度	各室担当者	121,483 （千円）
カスタムメイド試験研究事業	継　続	個々の企業に合わせた研究開発や測定・分析などの要望に対応するため、企業から必要経費及び技術ノウハウ料を受け入れて試験研究を実施する。 以下に掲げる項目のいずれかに該当し、かつ、センターの業務遂行上支障がないと認められる場合に受け入れる。 ① 熊本県内に事業所を有する企業者及びこれらで組織される団体の製品及び製造工程の開発・改良等に寄与するもの ② 県の産業振興に寄与するもの	各室担当者	20,137 （千円）
シーズ創造プログラム事業	継　続	永続的な“売れるものづくり”を実践するため、研究員の将来的な技術資産等（シーズ）蓄積を図る。	各室担当者	2,500 （千円）

8 有機薄膜技術拠点形成事業

事　業　名	新・継	事　業　概　要	担当者	予算額
有機エレクトロニクス産業創出連携促進事業 H28～H31	新　規	連携コーディネータの配置や有機エレクトロニクス産業促進協議会の活動支援により、地域企業と県内外の大学、企業、産業技術センター等との産学・産産マッチングを進め、有機エレクトロニクス分野の事業化を強力に推進する。	上村誠 永岡昭二 森山芳生 武末俊光	2,689 （千円） ※本課予算
有機エレクトロニクス産業創出拠点形成事業 H28～H31	新　規	① 有機エレクトロニクス分野の開発・連携拠点であるPHOENICS（くまもと有機薄膜技術高度化支援センター）の運営を支援する。（事務局を務める産業技術センターの運営経費） ② 企業主体で設立されたくまもと有機エレクトロニクス産業促進協議会に負担金を拠出し、ビジネス環境整備を支援する。	上村誠 永岡昭二 森山芳生 武末俊光	

第4　一般支援事業等

1　一般支援事業

(1)技術課題等の解決のため、技術相談・技術指導を行います。

(2)当センターが保有する設備機器の開放を行います。
　以下に記載するものは設備機器の一部ですが、その他の設備機器及び使用料等詳細については、当センターのホームページをご覧ください。
【 熊本県産業技術センターホームページ・・・http://www.iri.pref.kumamoto.jp/ 】

設置場所	設備機器名	概要
機械加工実験室など (精密機械分館、電子機械分館)	マイクロサーボ環境試験機	温度制御環境下で精密繰返し負荷試験
	オートグラフ	精密万能試験機、負荷容量 25 トンまでに対応
	ノイズシュミレータ	各種電磁ノイズに対する耐性を評価
	スペクトラムアナライザ	無線、電子ノイズ等のスペクトラム測定
	超高速 ビデオ撮影装置	高速運動の観察・解析
	X 線 CT 検査装置	非破壊で内部欠陥検査や簡易寸法を計測
	電子線マイクロ アナライザー(EPMA)	精密機械部品や半導体回路の表面の元素を検出
	レーザ顕微鏡	三次元の表面形状を観察
	EMI 計測システム	電子機器から発生する電磁ノイズを測定
	恒温恒湿器	温・湿度に関する耐環境試験
	CAD/CAM/CAE システム	コンピュータ支援による設計、加工システム
	TDR オシロスコープ	電気信号伝送性能を測定
	硬さ標準システム	ビッカーズ硬さを測定、自動マッピング可能
	CNC 旋盤	NC 旋盤とマシニングセンタの機能を持った工作機械
	射出成形機	主に熱可塑性樹脂を所望の形状へ加工
	混錬性・押出性試験機	ゴムやプラスチックなど、材料の加工性を評価
	騒音計	製品から発生する音の定量的評価、音源探査も可能
ケミカル材料試験室・機器分析室・耐環境試験室など	EDS付走査型電子顕微鏡	材料や部品等の微細構造観察と組成分析
	耐候性試験装置	材料・製品等への紫外線照射による材料評価
	塩水噴霧装置	製品・部品等への塩水噴霧による耐食性評価
	蛍光X線分析装置	製品・部品等に対する不純物等の非破壊化学分析

設置場所	設備機器名	概要
ケミカル材料試験室・機器分析室・耐環境試験室など （本館、精密機械分館、電子機械分館）	X 線回析装置	結晶構造の評価
	ICP 発光分光分析装置	溶存金属の定量分析
	ガスクロマトグラフ	気化しやすい化合物の測定（水素炎イオン化検出）
	接触角計	材料表面のぬれ性評価
	粒子物性評価装置	ゼータ電位、粒子径測定
	分光光度計	透過率、反射率の測定
	粘度計	粘度の測定
食品機器分析室など （食品加工分館、本館）	ガスクロマトグラフ 質量分析計	未知物資の質量測定
	液体クロマトグラフ 質量分析計	成分の精密質量の測定及び成分の定性、定量が可能
	紫外可視分光光度計	物質の濃度などの定量分析
	マイクロ波プラズマ 原子発光分光分析装置	ミネラル等の元素分析
	トランス脂肪酸分析装置	トランス脂肪酸の定量分析
	顕微鏡システム	微生物や食品中の異物等の観察
	振とう培養機	酵母など微生物の培養
	微量アルコール分析装置	酒類・食品中の微量なアルコール成分の分析が可能
食品加工試作実験室 （食品加工分館）	製麺機	地粉や地元農産物を使った麺製造
	真空凍結乾燥機	野菜や果物など復元性を目的とする乾燥
	超微粒粉砕器	食品やその原料の粉砕
	果汁飲料製造装置	果汁飲料、ドレッシング、ソース等を容器に定量充填が可能
	食品用高圧殺菌機	食品の加圧加熱殺菌
	減圧加熱煮練機	減圧下で濃縮した高品質ジャム・エキス等の製造
	CAS 機能付急速冷凍庫	冷凍時に細胞破壊することなく冷凍
	温風乾燥機	水分減少をモニタリングしながらの食品の乾燥が可能

印がついている機器は、公益財団法人 JKA（競輪）の補助を受けて導入しました。

RING!RING! プロジェクト 競輪の補助事業

公益財団法人 JKAは
競輪とオートレースの振興法人です

（3）依頼試験・分析等を行います。
ご希望の方は、事前に分析内容等について当センターにお尋ね下さい。
また、手数料については、当センターホームページをご覧下さい。
【 熊本県産業技術センターホームページ・・・http://www.iri.pref.kumamoto.jp/ 】

担当部署	項　目	内　　容
ものづくり室	機械試験	金属・機械材料強度試験
	金属試験	非破壊検査、溶接曲げ、マクロ試験、金属組織、金属分析
	形状測定	三次元形状測定、平面度測定、真円度測定、表面粗さ測定、レーザ顕微鏡（表面観察、非接触表面粗さ測定）等
	抵抗試験	絶縁抵抗試験、体積抵抗率試験、表面抵抗率試験
材料・地域資源室	物性分析	有機材料、高分子材料、無機材料、鉱物
	表面分析	無機材料、有機材料、高分子材料
	材料試験	木、竹、ポリマー製品
食品加工技術室	食品試験	食品成分分析、微生物・酵素試験、食品化学・物理試験

（4）企業の技術者や研究者、高専生、大学学部生、大学院生等を一定期間受け入れ、技術者養成を行います。

（5）企業技術者の専門的知識の向上・改善を図るため、技術普及講習会や研修会を開催します。（別表1を参照）

（6）新技術・新製品開発のため、研究会活動を行います。（別表2を参照）

（7）熊本県みそ醤油工業協同組合から委託を受けて、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく醤油の格付検査を実施します。（しょうゆ農林規格格付け事業）

2　産学官地域技術連携推進事業

県内産学官の研究者、技術者、学生等が一堂に会し、県内の産業振興、新技術・新製品開発等に関する取組みや事例の紹介、意見交換等をとおして、相互の技術的、人的交流を深め、県内企業における開発力の向上や新技術導入の促進、及び県内の産業発展にかかわる人材の接点の確保を図ることを目的に「熊本県産学官技術交流会」を平成28年1月頃開催します。

主な内容は以下のとおりです。

- 参加者自らが重要と思うテーマに関するセッションを持ち込むオーガナイズドセッション形式で行います。
- 口頭発表、パネルディスカッション、ポスター発表など産学官交流に寄与するセッションを募集して行います。

【　主催団体　】熊本県産業技術センター、一般社団法人熊本県工業連合会、
バイオテクノロジー研究推進会、熊本県産業技術振興協会、
公益財団法人くまもと産業支援財団、くまもと技術革新・融合研究会（RIST）

3　中核企業技術高度化支援事業

当センターが構築したコンピュータネットワークシステムを利用して、中核企業・進出企業等の技術開発及び技術の高度化を積極的に支援します。

4 計量検定事業

(1)計量関係事業者(製造、修理、販売、計量証明、適正計量管理等)の登録・届出の受付や指定等を行います。

(2)特定計量器の検定・検査を実施します。

① 検定検査に必要な質量基準器(例:はかり、分銅)、体積基準器(例:基準タンク)等の基準器検査

② タクシーメーター、自動車等給油メーター、水道メーター、質量計等の検定

③ はかり等の定期検査 (指定定期検査機関へ委任)

(3)取引や証明での適正な計量を確保するために、商品量目立入検査、特定計量器立入検査、事業所等立入検査等の指導取締を行います。

(4)計量制度の普及啓発のため、計量教室等を開催します。

(5)主任計量者試験を実施します。

（別表１）

技術普及講習会・研修会実施計画

	講習会・研修会等の名称	回数	予定年月	備　考
技術交流企画室	技術普及講習会（情報技術）	2	H28.9～H29.3	熊本県産業技術振興協会ものづくり専門部会/くまもと技術革新・融合研究会(RIST)と共催
	技術普及講習会（デザイン）	1	H28.9～H29.3	熊本県産業技術振興協会ものづくり専門部会と共催
ものづくり室	電磁環境研究会	3	H28.8 H28.10 H28.12	熊本県産業技術振興協会ものづくり専門部会/くまもと技術革新・融合研究会(RIST)と共催
	技術普及講習会（CAD/CAM/CAE）	2	H28.10 H29.2	熊本県産業技術振興協会ものづくり専門部会/くまもと技術革新・融合研究会(RIST)と共催
	技術普及講習会（計測技術）	1	H28.9	熊本県産業技術振興協会ものづくり専門部会と共催
	技術普及講習会（機械加工技術）	1	H28.11	熊本県産業技術振興協会ものづくり専門部会と共催
材料・地域資源室	高分子材料に関する技術講演会(ナノセルロース)	1	H28.5	熊本県産業技術振興協会材料・地域資源専門部会と共催
	無機材料に関する講演会	1	H28.7	熊本県産業技術振興協会材料・地域資源専門部会と共催
	有機材料に関する講演会	1	H28.9	熊本県産業技術振興協会材料・地域資源専門部会と共催
	分析技術に関する講演会	1	H28.11	熊本県産業技術振興協会材料・地域資源専門部会と共催
	複合材料に関する講演会	1	H29.3	熊本県産業技術振興協会材料・地域資源専門部会と共催
食品加工技術室	食品分析技術講習会	1	H28.10	熊本県産業技術振興協会食品加工専門部会と共催
	機能性食品技術講習会	1	H28.11	熊本県産業技術振興協会食品加工専門部会等と共催
	食品加工技術研修会	2	H28.6～H29.3	
	農商工連携推進交流会	1	H28.7 H28.11	くまもと食品科学研究会等と共催
	食品加工講演会	1	H29.2	熊本県産業技術振興協会食品加工専門部会等と共催

※ 具体的な日程は、当センターホームページ等で確認してください。

【 熊本県産業技術センターホームページ・・・http://www.iri.pref.kumamoto.jp/ 】

(別表2)

研 究 会 一 覧

名称 【事務局】	目　　的	構　成	事 業 計 画
多機能素材研究会 【材料・地域資源室】	企業ごとに生じた問題点を異業種の技術を持ち寄ることで解決を図るとともに、機能性材料・素材の開発を行う。	・企業 ・大学 ・公設試験研究機関	① 共同研究開発の実施 ② 関連企業の見学会 ③ 河川設置における性能評価 ④ 人工水路における性能評価 ⑤ 技術課題の検討
くまもと有機排水処理技術研究会 【材料・地域資源室】	有機排水処理全般についての研究推進と技術の向上を図る。	・企業 ・公設試験研究機関 ・国立研究開発法人	① 先端技術勉強会、先進地視察、発表会の開催 ② 研究報文、技術情報など各種技術資料の収集・配布及び会員への必要事項の連絡等 ③ 異分野技術者との交流、関連学会・協会及び研究会との連携活動 ④ 調査・研究、企画・立案、プロジェクト提案等 ⑤ その他、目的を達成するために必要な事業
くまもと食品科学研究会 【食品加工技術室】	県内の食に関わる技術者及び研究者の情報交換や技術向上を図る。	・農業団体 ・企業 ・高校、大学、官公庁、公設研究機関等の食に関わる技術者・研究者 ・その他団体	① 研究会の開催 (11 月) ② 広報誌発刊(2 回)
くまもと有機エレクトロニクス産業促進協議会	有機エレクトロニクス分野に関する調査研究、共同研究・開発、情報交換等を行うことにより、地域の企業が新たに有機エレクトロニクス産業に参入するコンセプトを創出するきっかけづくりの場とすることで、熊本県における産業の振興を図る。	・企業 ・大学 ・県	① 講演 (7 月) ② 各ワーキンググループ(WG)による活動(商品企画WG、共同研究開発 WG、新規事業発掘 WG)

第5 試験研究機器導入計画

県内中小企業等に対する技術指導や依頼試験等に必要となる試験研究機器について、以下の事業を活用して導入する予定です。

1 公益財団法人 JKA（競輪）補助事業

（平成 28 年度に導入予定の機器）

名　　称	機 器 の 概 要
真空脱脂焼結炉	金属やセラミックなどの粉末から焼結品を作るために用いられる高温加熱炉です。真空やガス加圧など、焼結条件に合わせて炉内雰囲気の制御が可能です。

2 産業技術センター試験研究備品導入事業

（平成 30 年度までに導入予定の機器）

名　　称	機 器 の 概 要
ラピッド・ビスコ・アナライザー	デンプンの糊化特性を測定する分析機器です。小麦粉や米粉などの品質や加工特性を調べるために用います。
アミノ酸分析装置	食品中の各アミノ酸量を測定する分析機器です。アミノ酸組成の評価や遊離アミノ酸の定性及び定量分析のために用います。
燃焼式窒素・タンパク質分析装置	試料を燃焼して窒素含量を測定する分析機器です。食品に含まれるタンパク質を分析するために用います。
卓上電子顕微鏡	試料表面に電子線を照射して発生する二次電子・反射電子・特性 X 線により表面の微小観察と元素分析を行います。
発光分析装置	金属試料に高電圧を印加し表面に発生する放電スパークから合金元素および不純物の定量分析を行います。
ドラフトチャンバー	食品の成分分析等を実施するうえで成分の抽出や分離を行う必要がありますが、この処理において酸やアルカリ、有機溶媒を使用するため有毒ガスが発生しますので、このガスを除去し安全に分解する機器です。

第6 関連団体の事業

1 熊本県産業技術振興協会

1 目的

本県産業の進歩発展を図るため、熊本県産業技術センターに協力し、産業技術の向上と合理化を図り、会員相互の親睦を深めていきます。

2 事業計画の概要

(1)熊本県産学官技術交流会を熊本県等と共催
(2)熊本県産業技術センターメールマガジンによる各種情報の発信
(3)専門部会による技術普及講習会等の開催
(4)熊本県収入証紙の売りさばき

3 事務局

熊本県産業技術センター 本館1階総合執務室内
電話(代表)096-368-2101(内線 259)
FAX 096-369-1938
E-mail kawabe@kumamoto-iri.jp

2 一般社団法人 熊本県溶接協会

1 目的

県内関係業界と地元大学及び熊本県産業技術センターの相互連携のもと、県内企業の溶接に関する技術、技能の向上及び普及を図ります。

2 事業計画の概要

(1)溶接技能者評価試験の実施

予備講習会(年月日)	学科及び実技試験日	場　　所
第1回 平成28年4月10日(日)	6月4日(土)、5日(日)	熊本県産業技術センター
第2回 平成28年8月14日(日)	8月20日(土)、21日(日) 8月27日(土)	熊本県産業技術センター
第3回 平成28年12月11日(日)	12月17日(土)、18日(日) 24日(土)	熊本県産業技術センター

(2)溶接技術競技大会・表彰式の開催及び参加

名　　称	開催年月日	場　　所
第50回 熊本県溶接技術競技大会	平成28年9月17日(土) 表彰式: 平成28年12月2日(金)	熊本県産業技術センター
第47回 九州・沖縄地区 溶接技術競技会	平成28年5月29日(日)	佐賀県立産業技術学院
第62回 全国溶接技術競技会	平成28年10月8日(土) ～9日(日)	開会式: ホテル函館ロイヤル (北海道) 競技会: ポリテクセンター函館

3　事務局

熊本県産業技術センター　電子機械分館1階事務室内

電話(直通)096-369-5519

FAX　096-369-5724

E-mail yokyo-s@kumamoto-iri.jp

3　熊本県ものづくり工業会

1　目的

「ものづくり」の基盤をなす事業団体として、その「ものづくり」の進捗発展のため、産学官の相互連携による生産技術、経営の向上と合理化を図ります。

2　事業計画の概要

(1)総会　平成 28 年 5 月 20 日(金)KKRホテル熊本

(2)理事会　(6 回/年)

(3)東日本大震災復興支援プロジェクト　(6 回/年)

(4)射出成形講習会

・1級　(6・7月:熊本県立技術短期大学校)

・2級　(6・7月:熊本県立技術短期大学校)

(5)技能祭出展　(9 月予定)

(6)工業高校生徒研究発表会支援　(11 月)

(7)先進地見学会　(12 月予定)

(8)新春講演会　(1 月予定)

(9)海外視察　(11 月)

(10)分科会　(2 回/年)

3　事務局
熊本県産業技術センター　電子機械分館1階事務室内
電話(直通)096-365-3938

4　一般社団法人 熊本県計量協会

1　目的
本県の計量に関する知識の普及・啓発、計量に関する調査・研究及び計量法に基づく検査事業等を行うことにより、計量に関する知識及び技術の向上並びに計量管理の推進を図り、もって県民の経済発展及び文化の向上に寄与することを目的としています。

2　事業計画の概要
(1)計量に関する知識の普及・啓発
(2)計量に関する調査・研究
(3)計量に関する情報の収集及び提供
(4)計量に関する講演会、講習会等の開催
(5)計量関係功労者等の表彰
(6)関係行政機関及び関係団体との協調・連携
(7)計量器代検査に関する事業
(8)指定定期検査機関に関する事業
(9)指定計量証明検査機関に関する事業
(10)計量器検定業務事業
(11)熊本県収入証紙の売りさばき
(12)その他目的を達成するために必要な事業

3　事務局
熊本県産業技術センター　電子機械分館1階事務室内
電話(直通)096-367-7816
FAX　096-288-9972
E-mail kuma-keikyou@feel.ocn.ne.jp

5　一般社団法人 熊本県工業連合会

1　目的
(1)熊本県内誘致企業と地場企業との生産連携強化
(2)大学や行政機関とのネットワーク形成
(3)既存団体間の連携強化

2　事業計画の概要

(1)半導体関連・自動車関連等のビジネス部会や研究会の運営によるビジネスチャンスの創出

(2)各種展示会への出展支援をはじめ、販路拡大のための総合支援

(3)トップマネジメントセミナーや中堅社員研修等の人材育成

(4)大学や高等専門学校との包括連携に基づくビジネス機会の創出

(5)熊本県知事及び熊本市長への施策提言

(6)工業大賞の顕彰

3　事務局

熊本県産業技術センター　電子機械分館3階

電話(直通)096-285-8131

FAX　096-214-2030

E-mail kenkoren@kenkoren.gr.jp

6　熊本県発明協会

1　目的

発明の奨励・産業財産制度の普及等の事業を推進し、地域の活力・技術開発を支援します。

2　事業計画の概要

(1)九州地方発明表彰事業

(2)熊本県発明工夫展開催事業

(3)全日本学生児童発明くふう展への出展

(4)未来の科学の夢絵画展への出展

(5)全国発明表彰への推薦

(6)荒尾少年少女発明クラブへの事業協力

(7)オープンイノベーション推進の支援

3　事務局

熊本県産業技術センター　電子機械分館3階((一社)熊本県工業連合会内)

電話(直通)096-360-3291

FAX　096-360-3291

E-mail jiii-43@gaea.ocn.ne.jp

7　知財総合支援窓口（一般社団法人熊本県工業連合会）

1　目的

独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)から委託を受けて知財総合支援窓口を設置。熊本県産業技術センター等において、産業財産権全般に関する相談などに随時対応。産業財産権情報の有効活用による県内企業の新たな製品・技術の開発や新規事業への展開を支援します。

2　事業計画の概要

(1)知財トータルサポーターによる産業財産権全般に関する相談
(2)弁理士・弁護士による窓口相談
(3)弁理士等の知財専門家の派遣

3　事務局

熊本県産業技術センター　電子機械分館3階
電話(直通)096-285-8840
FAX　096-285-8841

8　一般社団法人 熊本県情報サービス産業協会

1　目的

県下の情報サービス産業が抱える共通課題を解決すべく結束し、産学官の連携を図りつつ、高度情報化社会のリーダーとして地域社会に貢献します。

2　事業計画の概要

(1)ITビジネス委員会および研究会部会によるビジネスの創出
(2)各種セミナーによる技術支援及び啓発
(3)産学官連携によるビジネスモデルの創出
(4)各種IT展示会への出展支援
(5)熊本県知事及び熊本市長への施策提言

3　事務局

熊本県産業技術センター　電子機械分館3階
電話(直通)096-285-8131
FAX　096-214-2030
E-mail kenkoren@kenkoren.gr.jp

参考資料1

熊本県産業技術センター条例

（昭和27年6月14日条例第42号）

熊本県工業試験場設置条例を公布する。

熊本県産業技術センター条例（題名改正・平成19年条例第22号）

（設置の目的）

第1条　産業技術及び農林水産物の加工に関する研究開発、指導及び支援並びに適正な計量の実施の確保を行い、もって県内産業の振興を図るため、熊本県産業技術センター(以下「センター」という。)を置く。

2　センターの事務を分掌させるため、センターに支所を置くことができる。

（位置）

第2条　センターは、熊本市に置く。

（組織）

第3条　センターに所長及び必要な職員を置く。

（所長）

第4条　所長は、知事の命を受け、所務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

（使用料）

第5条　センターの設備を利用しようとする者は、その都度使用料を納めなければならない。

2　前項の使用料の額は、別表に定める額に100分の108を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)とする。

3　既納の使用料は、返還しない。

（使用料の減免）

第6条　知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

（雑則）

第7条　この条例に定めのあるものを除くほか、必要な事項は、知事が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和60年3月22日条例第7号）

（施行期日）

1　この条例は、昭和60年4月1日から施行する。（後略）

附　則（平成元年3月25日条例第26号）

1　この条例は、平成元年4月1日から施行し、改正後の熊本県工業技術センター条例の規定は、同日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。（後略）

附　則（平成4年3月22日条例第30号）

1　この条例は、平成4年4月1日から施行する。（後略）

附　則（平成7年3月16日条例第24号）

1　この条例は、平成7年4月1日から施行する。（後略）

附　則（平成9年3月25日条例第8号）

（施行期日）

1　この条例は、平成9年4月1日から施行する。（後略）

附　則（平成10年3月25日条例第10号）

1　この条例は、平成10年4月1日から施行する。（後略）

附　則（平成12年3月23日条例第9号）

（施行期日）

1　この条例は、平成12年4月1日から施行する。（後略）

附　則（平成13年3月23日条例第16号）

1　この条例は、平成13年4月1日から施行する。（後略）

附　則（平成19年3月16日条例第22号）

（施行期日）

1　この条例は、平成19年4月1日から施行する。（後略）

附　則（平成23年3月23日条例第20号）

1　この条例は、平成23年4月1日から施行する。（後略）

附　則（平成25年3月28日条例第24号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附　則（平成26年3月24日条例第29号）

1　この条例は、平成26年4月1日から施行する。（後略）

別表（第5条関係）

設備名	単位	金額
化学試験・化学加工設備	1台30分につき	200円以上3,350円以下の範囲内で知事が定める額
食品試験・食品加工設備	1台30分につき	50円以上5,300円以下の範囲内で知事が定める額
機械試験・機械加工設備	1台30分につき	150円以上3,300円以下の範囲内で知事が定める額
金属試験・金属加工設備	1台30分につき	350円以上3,950円以下の範囲内で知事が定める額
木竹試験・木竹加工設備	1台30分につき	400円
電気試験・電気加工設備	1台30分につき	50円以上1,500円以下の範囲内で知事が定める額
有機薄膜試験 ・有機薄膜加工設備	1台30分につき	150円以上5,900円以下の範囲内で知事が定める額
電気自動車用急速充電器	1台30分につき	480円

備考　使用時間が30分未満のとき、又は使用時間に30分未満の端数があるときは、30分として計算する。

参考資料2

熊本県産業技術センター処務規程

（昭和31年6月1日訓令第1248号）

熊本県工業試験場処務規程を次のように定める。

熊本県産業技術センター処務規程

（目的）

第1条　この規程は、熊本県産業技術センター(以下「センター」という。)の処務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条　センターに次の室を置く。

(1)　総務管理室

(2)　技術交流企画室

(3)　ものづくり室

(4)　材料・地域資源室

(5)　食品加工技術室

（次長等）

第3条　センターに次長を置く。

2　次長は、所長の命を受け、所長を補佐する。

3　各室にそれぞれ室長を置く。

4　室長は、所長の命を受け、担任事務を処理する。

5　センターに審議員を置くことができる。

6　審議員は、上司の命を受け、産業技術の試験研究に関する重要な事項を審議する。

7　センターに、首席研究主幹を置くことができる。

8　首席研究主幹は、上司の命を受け、研究に関する特命の事務を処理する。

9　センターに、主幹、研究主幹、参事及び研究参事を置くことができる。

10　主幹は、上司の命を受け、特命の担任事務を処理する。

11　研究主幹は、上司の命を受け、研究に関する事務を処理する。

12　参事は、上司の命を受け、担任事務を処理する。

13　研究参事は、上司の命を受け、試験研究に関する業務に従事する。

（分掌事務）

第4条　各室の分掌事務は、次のとおりとする。

総務管理室

(1)　公印に関すること。

(2)　所属職員の人事及び服務に関すること。

(3)　文書に関すること。

(4)　経理に関すること。

(5)　県有財産の管理並びに物品及び製作品の出納保管及び検収に関すること。

(6)　所内事務の統一調整及び取締りに関すること。

(7)　計量関係の登録及び届出並びに適正計量管理事業所の指定に関すること。

(8)　計量器の検定及び検査並びに基準器の検査に関すること。

(9)　計量取締に関すること。

(10) 適正な計量の実施を確保するための指導、普及及び啓発に関すること。
(11) その他他室に属しないこと。
技術交流企画室
(1) 技術情報の収集及び分析並びに技術交流企画に関すること。
(2) センターの広報及び産業技術の普及促進に関すること。
(3) 試験研究等の総合調整及び企画に関すること。
(4) 試験施設及び設備の利用に関すること。
(5) 県内工業団体、研究機関等との連携及び調整に関すること。
(6) 情報技術の試験研究及び指導に関すること。
(7) 工業デザイン及び商品企画の研究開発及び指導に関すること。
(8) 知的財産権及び技術革新の促進に関すること。
ものづくり室
(1) 生産加工技術の試験研究及び指導に関すること。
(2) 生産管理技術の試験研究及び指導に関すること。
(3) 電子技術の試験研究及び指導に関すること。
材料・地域資源室
(1) 工業材料技術の試験研究及び指導に関すること。
(2) 地域資源の試験研究及び指導に関すること。
食品加工技術室
(1) 微生物応用技術の試験研究及び指導に関すること。
(2) 食品関連企業等の加工及び流通技術の試験研究及び指導に関すること。
(3) 県産農産物等の加工及び流通技術の試験研究及び技術指導並びに研修に関すること。
(4) 県産農産物等を利用した製品開発の企画及び総合調整に関すること。

(専決事項)
第5条 所長は、次の事項を専決するものとする。
(1) 所属職員の担当事務の決定に関すること。
(2) 熊本県職員服務規程(昭和31年熊本県訓令第1984号の2)の規定に基づく服務に関すること。
(3) 所属職員の旅行命令(所長の県外旅行命令を除く。)及び当該旅行に係る復命に関すること。
(4) 所属職員の時間外勤務等の命令に関すること。
(5) あらかじめ人事課長の承認を得た臨時事務補助員、臨時技術補助員、臨時技能補助員及び臨時労務補助員の任免に関すること(分限及び懲戒による場合を除く。)。
(6) 熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)第11条から第15条までの規定による行政文書の開示請求に対する決定等に関すること。
(7) 熊本県情報公開条例附則第7項の規定による行政文書の開示の申出の処理に関すること。
(8) 熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第19条の規定による個人情報の開示請求に対する決定等に関すること。
(9) 熊本県個人情報保護条例第25条の規定による個人情報の訂正請求に対する決定等に関すること。
(10) 熊本県個人情報保護条例第25条の7の規定による個人情報の利用停止請求に対する決定等に関すること。
(11) 第6号から第8号までに定めるものを除くほか、所掌事務に係る文書の閲覧及び写しの交付の承認に関すること。
(12) 所長が管理する行政財産の使用許可及び公有財産の貸付けに関すること(熊本県公有財産取扱規則(昭和39年熊本県規則第17号)第11条ただし書の規定により総務部長において合議の必要がないと認めるもの

に限る。)。
(13) 光熱水費、複写器使用料及び電話料の支出負担行為をすること。
(14) 400万円未満の支出負担行為(リース契約に限る。)をすること。
(15) 1,000万円未満の支出負担行為(測量、調査、試験及び設計の委託以外の委託に限る。)をすること。
(16) 200万円未満の支出負担行為(物品の購入及び修繕に限る。)をすること。
(17) 100万円未満の支出負担行為(第12号から前号までに定めるものを除く。)をすること。
(18) 1,000万円未満の受託研究契約を締結すること。
(19) 熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第7条第4項の規定に基づく会計職員の任免に関すること。
(20) 設備の一時使用承認に関すること。
(21) 製作品の価格決定及び払下げ並びに依頼事項の受理及び費用弁償額の決定に関すること。
(22) 熊本県産業技術センター条例(昭和27年熊本県条例第42号)及び熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)に基づく使用料及び手数料額の決定に関すること。
(23) 計量法(平成4年法律第51号)第10条の規定に基づく勧告及び公表に関すること。
(24) その他軽易な事項に関すること。
2 所長は、あらかじめ指定した次長に次の事項について専決させることができる。
(1) 熊本県職員服務規程の規定に基づく服務(次長の服務を除く。)に関すること。
(2) 職員の旅行命令(次長の県外旅行命令を除く。)及び当該旅行に係る復命に関すること。
(3) 職員の時間外勤務等の命令に関すること。
(4) 光熱水費、複写器使用料及び電話料の支出負担行為をすること。
(5) 400万円未満の支出負担行為(リース契約に限る。)をすること。
(6) 1,000万円未満の支出負担行為(測量、調査、試験及び設計の委託以外の委託に限る。)をすること。
(7) 200万円未満の支出負担行為(物品の購入及び修繕に限る。)をすること。
(8) 100万円未満の支出負担行為(第4号から前号までに定めるものを除く。)をすること。
(9) 1,000万円未満の受託研究契約を締結すること。
(10) 設備の一時使用承認に関すること。
(11) その他軽易な事項に関すること。
3 総務管理室長は、次の事項を専決するものとする。
(1) 計量関係の登録に関すること。
(2) 計量器の検定に関すること。
(3) 計量器の定期検査に関すること。
(4) 基準器の検査に関すること。
(5) 計量法に基づく諸申請の調査及び照会に関すること。
(6) 計量法に基づく諸届書の処理に関すること。
(7) 計量に関する報告の徴収に関すること。
(8) 計量法に基づく特定市の長との協議に関すること。

(代決)
第6条 所長が不在であるときは、次長が所長の事務を代決することができる。
2 所長及び次長がともに不在であるときは、総務管理室長が所長の事務を代決することができる。

(雑則)
第7条 この規程に定のあるものを除く外、必要な事項は別に定める。

附　則

1　この訓令は、昭和31年6月1日から施行し、昭和31年3月24日から適用する。(後略)

附　則（昭和31年10月22日訓令第1984号の3）

この訓令は、昭和31年10月1日から適用する。

附　則（昭和32年6月29日訓令甲第26号）

この訓令は、昭和32年6月10日から適用する。

附　則（昭和36年9月1日訓令甲第32号）

1　この訓令は、昭和36年9月1日から施行する。(後略)

附　則（昭和37年1月1日訓令甲第4号）

この訓令は、昭和37年1月1日から施行する。

附　則（昭和38年3月30日訓令甲第7号）

この訓令は、昭和38年4月1日から施行する。

附　則（昭和38年10月26日訓令甲第47号）

この訓令は、昭和39年1月1日から施行する。

附　則（昭和39年3月31日訓令甲第5号）

この訓令は、昭和39年4月1日から施行する。

附　則（昭和40年8月1日訓令甲第24号の2）

この訓令は、(中略)昭和40年8月1日から施行する。

附　則（昭和41年3月22日訓令甲第4号）

この訓令は、昭和41年4月1日から施行する。

附　則（昭和42年8月15日訓令甲第47号）

この訓令は、昭和42年8月15日から施行する。

附　則（昭和43年5月7日訓令甲第15号）

1　この訓令は、昭和43年7月1日から施行する。(後略)

附　則（昭和44年8月1日訓令甲第35号）

この訓令は、昭和44年8月1日から施行する。

附　則（昭和45年3月31日訓令第4号の2）

1　この訓令は、昭和45年4月1日から施行する。(後略)

附　則（昭和46年6月30日訓令第30号）

この訓令は、昭和46年7月1日から施行する。

附　則（昭和47年3月31日訓令第45号）

この訓令は、昭和47年4月1日から施行する。

附　則（昭和49年7月31日訓令第38号）
この訓令は、昭和49年8月1日から施行する。

附　則（昭和53年4月1日訓令第7号）
この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

附　則（昭和53年7月17日訓令第19号）
この訓令は、昭和53年7月17日から施行する。

附　則（昭和58年3月30日訓令第11号）
この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附　則（昭和58年6月30日訓令第17号）
この訓令は、昭和58年7月1日から施行する。

附　則（昭和59年4月28日訓令第4号）
この訓令は、昭和59年5月1日から施行する。

附　則（昭和60年3月26日訓令第8号）
この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

附　則（昭和60年3月26日訓令第15号）
（施行期日）
1　この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。（後略）

附　則（昭和60年12月24日訓令第36号）
この訓令は、昭和60年12月24日から施行する。

附　則（昭和61年12月24日訓令第22号）
この訓令は、昭和62年1月1日から施行する。

附　則（昭和63年9月28日訓令第23号）
（施行期日）
1　この訓令は、昭和63年10月1日から施行する。（後略）

附　則（平成元年3月31日訓令第9号）
1　この訓令は、平成元年4月1日から施行する。（後略）

附　則（平成4年3月31日訓令第11号）
この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附　則（平成12年3月31日訓令第3号）
この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附　則（平成13年3月30日訓令第29号）
この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附　則（平成14年3月29日訓令第19号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附　則（平成15年3月31日訓令第10号）
この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附　則（平成17年3月31日訓令第27号）
この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附　則（平成19年3月30日訓令第11号）
1　この訓令は、平成19年4月1日から施行する。（後略）

附　則（平成20年3月31日訓令第12号）
この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附　則（平成20年6月20日訓令第44号）
この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

附　則（平成21年3月31日訓令第13号）
この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附　則（平成23年3月31日訓令第50号）
この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附　則(平成28年3月3日訓令第1号)
この訓令は、平成28年3月3日から施行する。

参考資料3 熊本県産業技術センターカスタムメイド試験研究実施要綱

熊本県産業技術センターカスタムメイド試験研究実施要綱

（目的）

第 1 条　この要綱は、熊本県産業技術センター（以下「センター」という。）におけるカスタムメイド試験研究の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この要綱において、カスタムメイド試験研究とは、企業等（以下「委託者」という。）からの委託を受けて公務として行う研究、試験、評価、調査等であって、これに要する経費（以下「委託料」という。）を委託者が負担するものをいう。

（カスタムメイド試験研究の申請）

第 3 条　カスタムメイド試験研究の申込みをしようとする委託者は、熊本県（以下、「県」という。）に、カスタムメイド試験研究申込書を提出するものとする。

（カスタムメイド試験研究の受入れ）

第 4 条　県は、前条の申請があった場合には、当該カスタムメイド試験研究が次に掲げる項目のいずれかに該当し、かつ、センターの業務遂行上支障がないと認められた場合に受け入れるものとする。

(1) 熊本県内に事業所を有する企業者及びこれらで組織される団体の製品及び製造工程の開発・改良等に寄与するもの。

(2) 県の産業振興に寄与するもの。

2 県は、前項により当該試験研究を受け入れることを決定したときは、カスタムメイド試験研究の受け入れに関する通知書により委託者に通知する。

（カスタムメイド試験研究契約）

第 5 条　前条の規定により受入れの決定をしたカスタムメイド試験研究について、県と委託者は、カスタムメイド試験研究に関する契約（以下、「契約」という）を締結するものとする。

2 前項の場合において、契約の額が 100 万円以下の契約については、県は契約書の作成を省略することができる。

（委託料）

第 6 条　委託者は、前条の規定により締結した契約に定める委託料を支払うものとする。

2 前項の委託料は、カスタムメイド試験研究に必要な経費（熊本県産業技術センター条例に基づき、当該試験研究に伴いセンターの設備利用を行う場合にその都度納める使用料を除く）及び技術ノウハウ料の合計額とする。ただし、当該試験研究の遂行後、精算額が委託料を下回ったときは、その精算額をもって委託料とする。

3 技術ノウハウ料の算定基準については、産業技術センター所長が別に定める。

（委託料により取得した設備等の帰属）

第 7 条　委託料により取得した設備等は、県に帰属するものとする。

（委託者からの研究用資材及び設備の提供）

第 8 条　県は、委託者からカスタムメイド試験研究に伴う研究用資材及び設備（以下「研究用資材等」という。）の

提供を受けることができる。

2 県は、前項の研究用資材等について、センターの職員が故意又は重大な過失によって損害を与えた場合を除き、当該研究用資材等の損害につき賠償する責を負わないものとする。

3 県は、カスタムメイド試験研究が終了し、若しくは中止し、又はカスタムメイド試験研究実施期間が満了（以下「カスタムメイド試験研究完了」という。）したときは、研究用資材等について、カスタムメイド試験研究完了時の状態で委託者に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、委託者の負担とする。

4 県は、委託者から提供された研究用資材等を、契約終了後に協議の上、無償で譲り受けることができるものとする。

（委託者からの研究員の派遣）

第 9 条 県は、委託者が当該委託者に所属する従業員等を研究員としてセンターに派遣することを、カスタムメイド試験研究実施期間内に限り認めることができる。

（研究の遂行）

第 10 条 県は、本カスタムメイド試験研究を自己の責任において行うこととし、その実施に当たり被った損害については、委託者に対してその賠償を請求しない。ただし、委託者の提供物品や情報等にかしがあったことに起因して県が損害を被ったときは、委託者は県の損害を賠償するものとする。

（設備使用料）

第 11 条 カスタムメイド試験研究の遂行に伴い、センターの設備を利用する場合の設備使用料は熊本県産業技術センター条例によるものとし、当該使用料は別途委託者がその都度支払うものとする。

（委託料の未納等による契約の解除）

第 12 条 次の各号に該当するとき、県は契約を解除することができる。

(1) 委託者が委託料を期日までに支払わないとき、又は研究用資材等を期限までに提供しないとき。

(2) 次のアからウまでのいずれかに該当するとき。

ア 委託者が熊本県暴力団排除条例（平成 22 年熊本県条例第 52 号。以下この号において「条例」という。）第 2 条第 4 号に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき。

イ 委託者の役員または使用人（条例第 2 条第 4 号に規定する使用人をいう。以下この号において同じ。）が委託者若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を加えることを目的として暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この号において同じ。）の威力を利用したと認められるとき。

ウ 委託者の役員又は使用人が委託者の行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、法第 2 条第 6 号に規定する暴力団に対し、金品その他の財産上の利益を供与したと認められるとき。

2 前項の場合において、県は、原則として委託者が既に支払った委託料は返還しない。

（天災等による契約の解除）

第 13 条 県は、天災その他やむを得ない事由があるためカスタムメイド試験研究の遂行が困難となった場合は、当該カスタムメイド試験研究を中止することができる。

2 前項の規定によるカスタムメイド試験研究の中止に伴い、カスタムメイド試験研究契約を解除するときは、委託者が支払った委託料から既に支出された経費を控除した額の全額又は一部の額を返還する。

3 県は、カスタムメイド試験研究が天災その他やむ得ない事由により契約期間内に終了しなかったときは、その責めを負わない。

4 委託者からの申出によるカスタムメイド試験研究の中止に伴い、契約を解除する場合には、原則として委託者が既に支払った委託料は返還しない。

（カスタムメイド試験研究の完了）

第 14 条 県は、カスタムメイド試験研究完了時は、遅滞なく、その結果についてカスタムメイド試験研究報告書により委託者に報告しなければならない。

（委託料の精算）

第15条 県は、カスタムメイド試験研究を終了し、又は中止したときは、前条の報告により、遅滞なく委託料の精算を行い、その精算額が委託者が既に支払った委託料に満たないときは、その差額を委託者に返還するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、委託料が 10 万円以下のカスタムメイド試験研究については、委託料の精算を要しない。

（試験研究結果による委託料の不還付）

第 16 条 委託者は、委託者の期待した試験研究結果が得られていないという理由で、委託料の返還を県に要求できない。

（秘密保持）

第 17 条 委託者は、カスタムメイド試験研究において知り得た情報を秘密として保持しなければならないものとし、県は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 34 条に規定する守秘義務を遵守し、委託者の不利益とならないよう配慮するものとする。

（特許を受ける権利）

第 18 条 カスタムメイド試験研究の実施により得られた発明等に係る特許を受ける権利の持分は、発明への貢献度に応じて、県と委託者が協議の上で定めるものとする。

2 前項により発生した発明等の業務を担当した熊本県職員の権利の継承については、熊本県職務発明等に関する規程（平成 2 年熊本県訓令第 25 号）に基づき取扱いを決定するものとする。

3 前 2 項の規定により県と委託者が共同で特許出願する場合は、共同出願契約を締結するものとする。

（準用）

第 19 条 前条の規定は、実用新案権及び実用新案登録を受ける権利、意匠権及び意匠登録を受ける権利、プログラム等の著作権並びに回路配置利用権及び回路配置利用の登録を受ける権利について準用する。

（カスタムメイド試験研究完了後の成果の報告）

第20条 県は、カスタムメイド試験研究完了後、本カスタムメイド試験研究の展開状況について、委託者に報告を求めることができる。

（補則）

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 2 日から施行する。

熊 本 県 産 業 技 術 セ ン タ ー

〒862-0901 熊本市東区東町三丁目11番38号

TEL: 096-368-2101（代表）　FAX: 096-369-1938
TEL: 096-368-2117（総合相談窓口専用）

発行者：熊本県
所　属：産業技術センター
発行年度：平成28年度

ホームページアドレス　http://www.iri.pref.kumamoto.jp/

再生紙使用